

日液協30第40号
平成30年10月5日

会員各位

日本液化石油ガス協議会
事務局

平成30年度METI・ガス安全室立入検査結果（第1四半期分）について
(お願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度の立入検査（第1四半期分）の結果が10月2日付けて
HP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、担当官による口頭注意2件とな
っております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、當
業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のた
め適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2018/10/301002-01.html

以上
(発信手段：Eメール)
(担当：飯田、北邨、橋本)

平成30年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

1. 立入検査の結果

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1 平成30年4月23日 及び 平成30年4月24日	ミライフ西日本株式会社	新居浜店	指摘あり	担当官による口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○販売事業者の手続関係 液石法施行規則第132条に基づく液化石油ガス販売事業報告に関して、報告されていた一般消費者等の数のうち質量販売を実施した数に誤記が確認されたため、次回以降の当該報告について、数値を適正化するとともに、全営業所で改めて精査すること。</p> <p>○保安業務の手続関係 液石法施行規則第132条に基づく保安業務実施状況報告に関して、報告されていた一般消費者等の数のうち当該営業所が保安業務を受託していた戸数に誤記が確認されたことから、次回以降の当該報告について、数値を適正化するとともに、全営業所で改めて精査すること。</p> <p>【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】</p>
2 平成30年5月28日	株式会社鈴与ガスあんしんネット	甲府事業所	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3 平成30年5月29日	鈴与商事株式会社	甲府LPGセンター	指摘あり	担当官による口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○販売事業関係 保安機関に委託している保安業務の一部を鈴与商事株式会社が実施することとしているが、液石法第14条の規定に基づく一般消費者等と販売契約を締結した際に交付する書面においては、その旨が明確に記載されていなかったため、どちらの保安機関が当該保安業務を実施するのか分担も含め明確にすること。</p> <p>【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】</p>
4 平成30年6月19日	イワタニ福島株式会社	郡山支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

2. その他行政指導等の結果

該当なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があつたが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかつた場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があつた場合(法令違反についての指摘事項があつた場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があつた場合(法令違反についての指摘事項があつた場合を含む。)